

第1 あ ゆ み

(原爆被爆者対策の歴史)

第1 あ ゆ み

(原爆被爆者対策の歴史)

年 月	長崎県内の出来事	国の動き	法令整備による被爆者対策
昭和20年8月9日	午前11時2分、長崎市に原子爆弾投下		
昭和20年9月	日本学術会議原子爆弾災害調査特別委員会による調査		
昭和23年12月	原爆障害調査委員会（ABCC）の長崎設置		
昭和24年4月	原爆資料保存委員会の設置		
昭和24年5月	平和公園爆心地に原爆資料館を開設		
昭和24年8月			「長崎国際文化都市建設法」の公布
昭和25年10月		全国被爆者生存者調査（国勢調査附帯調査）	
昭和27年4月		サンフランシスコ平和条約の発効	
昭和28年5月	長崎市原爆障害者治療対策協議会を設置し、無料診療を開始		
昭和29年3月		ビキニ水爆実験、第5福龍丸事件起る	
昭和30年2月	長崎国際文化会館が完成、原爆資料室を移転		
昭和30年8月	平和祈念像除幕式の挙行		
昭和32年3月			「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」の制定公布（32.4.1施行）
昭和33年3月	原爆殉難者無縁仏納骨堂が完成		
昭和33年5月	長崎原爆病院の診療開始		
昭和33年10月	財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会の設置		
昭和35年10月	原爆被爆者実態調査の実施（長崎・広島4県市）		
昭和35年12月	長崎原爆被爆者福祉会館が完成		
昭和40年11月		原爆被爆者実態調査の実施（国が初めて行う全国一斉調査）	
昭和42年8月	長崎原爆資料協議会を設置		
昭和42年10月	長崎県原子爆弾被爆者援護措置要綱の制定施行		
昭和42年11月	広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）の設置		
昭和43年5月			「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の制定公布
昭和43年8月	原爆殉難者名奉安所が完成		
昭和44年8月	「平和の泉」が完成		
昭和45年3月	原爆被爆者健康管理所が完成		
昭和45年5月	社会福祉法人純心聖母会が「恵の丘長崎原爆養護ホーム」を開設		
昭和47年11月	長崎県、長崎市「原爆被爆者とその家族の基本調査」を実施		
昭和49年1月	原爆被爆者二世の健康診断を初めて実施（長崎・広島四県市）		
昭和50年4月	財団法人放射線影響研究所が発足（原爆障害調査委員会（ABCC）を改組）		
昭和50年9月		厚生省「原爆被爆者実態調査」の実施	
昭和50年10月	長崎県、長崎市原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業を開始		

年 月	長崎県内の出来事	国の動き	法令整備による被爆者対策
昭 和 51 年 9 月		厚生省「土壌残留放射能調査」を実施	
昭 和 51 年 11 月	広島、長崎市長が国連加盟各国（145ヵ国）に対し、核兵器の廃絶と全面軍縮要請のため国連本部を訪問		
昭 和 52 年 8 月	被爆32周年原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に国連代表として、アメラシング国連総会議長並びにワルトハイム国連事務総長（代理クラーク国連広報センター所長）がはじめて参列		
昭 和 53 年 4 月		原爆小頭症患者手当の支給（53. 4. 1実施）	
昭 和 53 年 5 月	国連本部内で初の原爆写真展を長崎市、広島市合同で開催（5月20日～6月20日）		
昭 和 53 年 6 月	原爆被爆独居老人・寝たきり者及び身体不自由者実態調査の実施		
昭 和 54 年 4 月		原爆死没者慰霊式等の開催費の国庫補助新設	
昭 和 54 年 6 月		厚生大臣の諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」が設置される	
昭 和 55 年 2 月		原爆被爆者二世の健康診断の実施（全国規模に拡大）	
昭 和 55 年 6 月	財団法人被爆者福祉会が「原爆被爆者特別養護ホームかめだけ」を開設		
昭 和 55 年 12 月		「原爆被爆者対策基本問題懇談会」答申（原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について）	
昭 和 60 年 10 月		厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」の実施	
昭 和 63 年 4 月	長崎県老人ホーム入所被爆者費用負担助成金支給要綱の制定施行		
昭 和 63 年 6 月	長崎原爆被爆地域問題検討会を設置（長崎県、長崎市共同）		
平 成 元 年 12 月	「長崎原爆被爆地域問題検討会」から検討結果の報告書提出		
平 成 2 年 8 月	長崎原爆被爆地域問題検討会「プルトニウム調査」を実施		
平 成 3 年 6 月	「長崎原爆被爆地域問題検討会」からプルトニウム調査結果の報告書提出		
平 成 3 年 8 月		国が「原爆死没者慰霊等事業実施要綱」を制定	
平 成 4 年 4 月	長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（「NASHIM(ナシム)」）を設置		
平 成 4 年 4 月	長崎県原爆死没者慰霊式典等助成事業実施要綱の制定施行		
平 成 5 年 8 月	チョルノービリ関係医師等受入研修実施（協力会）		
平 成 6 年 12 月			「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の制定公布（7. 7. 1施行）
平 成 7 年 7 月		特別葬祭給付金の請求受付開始	
平 成 7 年 9 月	長崎県議会及び1市6町の議会において被爆地域拡大是正に関し、意見（決議）書を採択（拡大是正要望地域は爆心地より半径12キロメートル以内の未指定地域とし、これ以上の要望はしない）		
平 成 7 年 11 月		厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」の実施	
平 成 8 年 4 月	長崎原爆資料館開館		
平 成 8 年 5 月		原爆被爆者特別事業補助制定創設	

年 月	長崎県内の出来事	国の動き	法令整備による被爆者対策
平成 9 年 6 月		特別葬祭給付金の請求受付終了	
平成 10 年 8 月			「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」施行規則の一部改正（10. 8. 3施行）
平成 10 年 8 月			健康診断受診者証の更新手続きの廃止（10. 10. 1施行）
平成 10 年 8 月			被爆者健康手帳の更新手続きの廃止（11. 8. 1施行）
平成 12 年 4 月	原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書が長崎市から発表		
平成 12 年 4 月	長崎県介護保険等利用被爆者援護事業実施要綱の制定施行		
平成 12 年 4 月	長崎県在宅被爆者援護フォローアップ事業実施要綱の制定施行		
平成 12 年 4 月	長崎県老人ホーム入所被爆者費用負担助成金支給要綱の廃止（12. 3. 31）		
平成 12 年 7 月	東京において「原爆被爆の影響を考える」シンポジウム開催 併せて「長崎被爆地域の拡大是正を求める2000年東京宣言」を採択		
平成 12 年 10 月		厚生省が「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」を設置	
平成 13 年 3 月	長崎市及び関係 6 町において「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」の下部組織である「研究班」による現地面接調査を実施		
平成 13 年 8 月		「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」最終報告	
平成 13 年 8 月		厚生労働省が「在外被爆者に関する検討会」を設置	
平成 13 年 12 月		「在外検討会」最終報告	
平成 13 年 12 月		国が「長崎における被爆地域拡大要望に関する対応」及び「在外被爆者の援護に関する当面の対応」を公表	
平成 14 年 4 月	拡大是正要望地域が新たに健康診断特例区域に指定される		
平成 14 年 4 月	第二種健康診断受診者証交付申請書受付開始		
平成 14 年 4 月	長崎被爆体験者支援事業開始		
平成 14 年 6 月		在外被爆者渡日支援等事業開始	
平成 15 年 3 月		在外被爆者に対する原爆諸手当の支給制度開始	
平成 15 年 7 月	国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館開館		
平成 15 年 9 月	県・長崎市が被爆体験者実態調査委員会を設置		
平成16年1～2月	被爆体験者実態調査を実施		
丙 セ 16 年 4 月	県・長崎市が被爆体験者実態調査報告書を国に提出し、要望		
平成 16 年 10 月		厚生労働省が「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」を設置	
平成 16 年 10 月		厚生労働省が在外被爆者に対する保健医療助成事業を創設	

年 月	長崎県内の出来事	国の動き	法令整備による被爆者対策
平成 16 年 12 月		「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」最終報告 …「県内居住者まで医療費支給の対象とすることが適当である」	
平成 17 年 2 月		韓国において保健医療助成事業を開始	
平成 17 年 6 月	被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱が改正され、県内全域で実施		
平成 17 年 11 月		厚生労働省「原子爆弾被爆者実態調査」の実施	
平成 17 年 11 月	在外被爆者に対する原爆諸手当の国外からの申請受付開始		
平成 18 年 3 月	長崎県在宅被爆者援護フォローアップ事業実施要綱の廃止（18. 3. 31）		
平成 18 年 4 月	長崎県高齢被爆者安心サポート事業実施要綱制定施行		
平成 19 年 4 月	在外被爆者に対する未払い手当の支給開始		
平成 20 年 4 月		原爆症認定審査基準の見直し（新審査基準による審査開始）	
平成 20 年 6 月		被爆者援護法の一部改正（12月15日施行、在外被爆者の来日要件撤廃）	
平成 21 年 4 月	被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の一部改正（被爆体験の記憶がない者も対象となる）		
平成 21 年 7 月		原爆症認定審査基準の一部見直し（積極認定対象疾患の追加）	
平成 21 年 8 月		政府と原告側が「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」に調印	
平成 21 年 11 月	広島・長崎 4 県市で被爆者援護法第 1 条第 3 号に係る審査指針を策定		
平成 21 年 12 月		「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」制定	
平成 22 年 2 月		厚生労働省が被爆者援護法第 1 条第 3 号に係る審査の指針について見直し（接触要件の緩和、状況要件の追加）	
平成 22 年 3 月		政省令改正により、在外被爆者の原爆症認定申請と健康診断受診者証交付申請に係る来日要件撤廃（4 月 1 日施行）	
平成 22 年 12 月		厚生労働省が「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を設置	
平成 25 年 12 月		「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」の最終報告が示され、原爆症認定審査基準を一部見直し	
平成 27 年 11 月		厚生労働省「原子爆弾被爆者実態調査」の実施	

年 月	長崎県内の出来事	国の動き	法令整備による被爆者対策
平成 27 年 12 月			在外被爆者の医療費は、原則として被爆者援護法に基づく支給へと改正 ただし、従来の保健医療助成事業による支給も選択可（28. 1. 1施行）
平成 30 年 4 月		精神医療受給者証の更新を毎年から 3 年に 1 回に変更等の簡素化を実施	
令和 3 年 6 月		原爆被爆者二世の健康診断の結果を自身の健康管理に役立てることを目的として、「被爆二世健康記録簿」の配布開始	
令和 4 年 3 月		「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて発出（4. 3. 1施行）	
令和 4 年 10 月		被爆者健康手帳の交付申請中に申請者が死亡した場合の取扱いについて発出（4. 10. 1施行）	
令和 4 年 10 月		原子爆弾投下時に広島「黒い雨」に遭った者の胎児であった者からの被爆者健康手帳交付申請の取扱いについて発出（4. 4. 1施行）	
令和 5 年 4 月		被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充（一部のがんへの医療費助成、対象合併症等の範囲見直し、更新手続廃止、県外転出者の対応見直し）	
令和 6 年 12 月		被爆体験者精神影響等調査研究事業を見直し、第二種健康診断特例区域治療支援事業として改正され、第二種健康診断受診者証を所持している方を対象とした被爆者と同等の医療費助成として第二種健康診断特例区域医療受給者証を創設	